

日 銀 市 第 6 4 号
2 0 2 5 年 5 月 8 日

補完供給を目的として行う国債の
買戻条件付売却についての
日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等

御中

日 本 銀 行

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却についての日本銀行
金融ネットワークシステムの利用に関する規則」の一部改正に関する件

補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却（以下「国債補完供給」といいます。）関係事務については、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

日本銀行では、国債補完供給関係事務における安定的な事務遂行に資する観点から、再売却の申込にかかる事務等を日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行うこととし、これに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2025年6月2日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」 中一部改正

- 第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の第5条を加える。

(再売却の申込における日銀ネットの利用)

第5条 利用先は、日本銀行に対し、再売却を申込む場合には、日銀ネットを利用してこれを行うものとする。

- 2. 日本銀行は、基本約定第13条第1項の規定により、前項の申込を承諾する場合には、利用先に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。